

学校給食搬送業務委託（開南学校給食センター）契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、
開南学校給食センターが提供する学校給食の搬送業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

委託業務の名称 学校給食搬送業務委託（開南学校給食センター）

- 2 乙は、別紙の仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。
- 3 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲、乙協議して定める。

（業務の遂行義務）

第2条 乙は、前条の業務遂行にあたっては、甲の計画及び指示に従うとともに、取扱い物件の性格から衛生・安全管理に細心の注意を払い、学校給食が教育の一環として実施されるものであることを十分理解し、誠意をもって円滑にかつ確実に遂行するものとする。

- 2 乙は、前条の業務に従事する乙の従業員に対し、道路交通法、道路運送法、食品衛生法等の関係法令を遵守するよう指導教育しなければならない。
- 3 事故等の発生の際は、すみやかに那覇市学校給食センター所長に連絡するとともに給食の実施に支障がないよう業務の履行に努めるものとする。
- 4 乙の労働争議等によるストライキの場合でも、乙は甲に対し、業務の遂行に支障のないようにしなければならない。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和6年9月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、総額 円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（委託料の支払方法等）

第5条 甲は、前条の委託料を別紙「支払一覧表」のとおり支払うものとする。

- 2 乙は、前項の金額を請求するときは、それぞれの月分にかかる請求書を第12条の業務完了届を添付して翌月の10日までに甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 乙が甲に納める契約保証金は、那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況につき、調査をし、又は乙に対して報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

(損害の負担)

第11条 委託業務の処理について発生した損害（第三者におよぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(業務完了の届出)

第12条 乙は、毎月の委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了届の提出をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第13条 甲は業務完了の届出を受けたときは、直ちに委託業務の確認のために検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査の結果が不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく再検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合について準用する。

(甲の解除権及び違約金)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により委託業務を履行する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく履行期間に業務を着手しないとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者に該当することが判明したとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲が、前項の規定による契約の解除をした場合には、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その損害額は、甲、乙協議して定める。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(連帯保証人)

第16条 乙は、委託業務を完了することができない場合は自己に代わって自ら委託業務を完了することを保証するほかの業者をあらかじめ連帯保証人（以下「丙」という。）として立てなければならない。

2 甲は、乙が第14条により契約を解除されたときは、丙に対して委託業務を完了すべきことを請求することができる。

3 丙は、前項の請求があったときは第7条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(車輛検査の時期)

第17条 乙は、委託業務に使用する車輛が道路運送車両法の規定に基づく車輛検査を受けるときは委託業務に支障がない休業期間中に行うものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は、この契約について疑義が生じた事項については必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

丙

[支払一覧表]

年度	支払額（消費税および地方消費税含む）			
令和6年度	月額	円	（年額	円）
令和7年度	月額	円	（年額	円）
令和8年度	月額	円	（年額	円）